

介護老人保健施設とは

介護老人保健施設は、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて、医学的管理のもと、介護及び看護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活のお世話を行うなど総合的なケアサービスを提供する施設です。このことにより、それぞれの利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援します。



介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

ご自宅から日中施設に通っていただき、リハビリテーションを提供いたします。

ご利用対象者

現在、病状が安定し在宅での生活が可能な方で、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方。

営業日 月曜～金曜 ※祝祭日も営業しております

休業日 土曜、日曜、1月1日～1月3日

送迎サービス ご家族様による送迎、もしくは施設の送迎サービスから選択いただく事が出来ます。

※送迎実施地域／茂原市・長生郡

※原則、**玄関の入り口までの送迎**となります。

※1台の送迎車に複数名の乗り合いになります。

※ご利用者の増減により、送迎時間が変更する場合がございます。

利用：スケジュール

時間	スケジュール
8:30 頃	送迎車が施設を出発
9:00	施設到着
	健康チェック(体温・血圧・体調確認)水分補給
9:10	リハビリテーション(パワーリハビリテーション)
10:30 頃	入浴(希望者のみ)
11:50	口腔体操
12:00	昼食
12:50	帰り支度
13:00	送迎車が施設を出発



機能訓練 理学療法士等の専門スタッフにより機能訓練室で実施。お一人お一人のお体のご状態に合わせて、個別に計画を作成し実施いたします。

協力病院 山之内病院 茂原市町保3番地 JR外房線・茂原駅東口より徒歩2分

○ご利用中に**発熱、嘔吐、下痢症状や怪我により、体調が悪化した場合、当施設の医師等により、医療機関への受診が必要と判断した場合は、早退していただく事があります。早退時の送迎につきまは、ご家族様の対応をお願いしております。尚、ご家族様のお迎えが難しい場合は担当のケアマネジャー様とご相談下さい。**

ご利用までの流れ

- ① 主治医へ通所リハビリテーション利用について、確認が必要になります。ケアマネジャー様を通じてご確認頂きます。利用申込後、**受診の際に、医師照会用紙を主治医の先生へお持ちいただきます。**医療機関によっては、費用(文書料)がかかる場合がございます。

お申込み後、サービス開始に当たり、利用判定及びリハビリテーション計画書を作成する為の参考資料を、ケアマネジャー様より情報提供いただきます。(アセスメント資料・居宅サービス計画書)

- ② 担当ケアマネジャー様によるサービス担当者会議の開催。ご本人様、ご家族様、サービス事業所等の担当者が出席します。

原則ご自宅で開催します。当施設から、リハビリを担当する理学療法士等が出席し、リハビリテーションの計画を策定する為、当日はご自宅の住環境と、日頃お過ごしになるスペース等の実際の移動動作を確認させていただきます。尚、日程の相談は、ケアマネジャー様を通じて、ご相談致します。**開催時間は15時半に施設を出発し、お伺いします。**

- ③ 通所リハビリの担当理学療法士または作業療法士、施設の医師による、リハビリテーション会議の開催。当施設は希望者に対し、在宅生活の維持、継続を目標とし、お体のご状態を考慮し、ご自宅の住環境に適したリハビリテーションを提供いたします。

※リハビリテーションマネジメント加算を算定しております。医師、理学療法士、ケアマネジャーなどが情報を共有しリハビリテーション計画(以下、計画)を合同で作成致します。作成に当たって、計画の同意を得た日の属する月から6月以内の場合は、**1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上**、会議を開催する場合がございます。状態の変化に応じ、計画の見直しをいたします。

お申込み後に確認が必要な書類

介護保険証、介護保険負担割合証、健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)、お薬の薬状(説明書)
※控えを頂きたく、ご用意の程よろしく申し上げます。

